

第163回統計委員会議事録

1 日 時 令和3年4月22日（木）11:00～12:05

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子、山澤 成康

【幹事等】

総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省政策統括
官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統
計グループ長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局経済統計課統計総務
グループ長、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第151号「農業経営統計調査の変更について」
- （2）部会の審議状況について
- （3）統計委員会専門委員の発令等について
- （4）毎月勤労統計調査について

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第163回統計委員会を開催いたします。

本日は嶋崎委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明については省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問、部会報告、専門委員の発令、毎月勤労統計調査について、説明があります。本日は、このような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 皆様、お手元に資料を御準備いただいていると思われ
ますが、画面上でも資料を事務局で投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者
及び質疑対応の方におかれましては、御発言の際に、必ず資料名・ページ番号を冒頭にお
示しいただくようお願いいたします。スムーズな運営に向けまして、御理解のほど、よろ
しくお願いいたします。

○北村委員長 それでは、議事に入ります。

諮問第151号、農業経営統計調査の変更につきまして、総務省政策統括官室から御説明を
お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、説明をいたします。
統計審査官室の内山でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、資料1-1と資料1-2になります。資料1-2の諮問文にありますとおり、
今般、農林水産大臣から、来年度の農業経営統計調査の実施に当たり、計画変更の申請が
ございました。そこで、この申請に対して承認の適否を判断するに当たりまして、統計委
員会の御意見をお聞きするというものです。

なお、説明の前に、お送りした資料について一言触れておきます。本調査なのですが、
20ページ近くある調査票が約20種類あることもありまして、諮問文の別添として添付され
る申請書類が、フルサイズですと500ページを超えております。統計委員会のホームページ
に掲載する資料としては、それらをフルサイズで掲載するのですけれども、あまりに資料
が多く、一方で全ての資料が審議に直接必要になるわけではないということを鑑みまして、
事前にお送りした資料につきましては、調査票について最小限のものとするなど、抜粋版
としてお送りいたしております。また、本日の具体的な説明につきましては、いつもなが
ら資料1-1の諮問の概要で専ら行いますので、そちらの資料を御覧いただければと思い
ます。では、よろしくお願いいたします。

まず、1枚目の裏、1ページです。本調査の現在の全体像を簡潔に申し上げます。この
調査は、大きく分けて2種類の調査から構成されています。1つは、経営統計調査という
ことで、農家や農業関連事業を行う法人における経営状況を調べる調査。もう1つは、農
畜産物の品目ごとに生産に当たってどのような費用がかかったかを調べる調査です。

そのページの下から2段目の「調査組織」のところにも記載しておりますが、地方農政
局を經由する調査として行われておりまして、職員、それから調査員も動員して、いろい
ろな回答方法ができるものとして行われております。

また、次の2ページになりますけれども、調査区分と対象範囲を表にしております。経
営統計調査におきましては、調査票自体が、個人経営体、法人経営体という大きな区分で
作られているのですが、標本設計としては、表の横側、水田作、畑作といった作物の種別、
農林水産省におかれては、これを営農類型とおっしゃっているのですけれども、これらご
とに設計がなされ、広く情報を集めることとされています。

また、一方の生産費調査につきましては、表に丸印を付けております区分ごとに調査票
が準備されておりまして、組織法人経営体につきましては、米、小麦、大豆、この3つに
限定したものとなっております。

この調査の主な利活用につきましては、次の3ページにまとめております。経営統計調査につきましては、地域別、それから営農類型別の具体的な農業経営モデルを作成する基礎資料、あるいはSNA関連の基礎データとして活用されています。生産費調査につきましては、交付金単価の基礎データ、あるいは政策評価の目標値という形で使われております。

では、今回予定されている変更点は何かということで、4ページ以降にまとめておりますので、順に御説明をいたします。今回の主な変更は、(1)から(4)で順にまとめておりますが、簡潔に申し上げますと、調査の重点化や見直しによる効率化、負担軽減といったことが大きな柱として挙げられると思います。

まず、今開いております4ページ目の(1)調査の重点化ですけれども、ロングフォーム・ショートフォーム方式の導入というところが計画されています。このロングフォーム・ショートフォーム方式と申しますのは、調査事項のうち基礎的な事項は全ての報告者にお答えいただき、詳細な事項については限られた方々から報告いただくという方式で、結果として、言わば長い調査票と短い調査票に分かれるということから、このような名称が使われております。

この調査は、全国の農業経営体の平均的な経営状況を求めることを念頭に置かれておりますけれども、調査事項について見ますと、全ての報告者から回答いただきたい事項と必ずしもそうでない事項という濃淡が付けられるということで、今回、表にまとめておりますけれども、経営統計調査におきまして、調査事項を、基本項目と詳細項目に概念上区分いたしまして、個人経営体、つまり農家さんのうち、主業経営体、準主業経営体に区分される方々に対しては、これまで同様、全ての事項について回答をお願いします。一方で、農業を副業的に行っておられるような経営体については、基本項目のみの回答とする。表の中では、黄色の網掛けでバツ印をつけていますけれども、この部分については回答しなくてもいいというようにする計画です。言い換えれば、調査の目的の継続的な達成と報告者負担の軽減、この両立を勘案した変更と言えるかと思えます。

この調査票の配り分けを行うに当たり、「主業」「準主業」「副業」という用語を用いました。この意味合いにつきましては、農林業センサスで用いられている概念で、下の注1、赤い網掛けをつけている表ですけれども、こちらでまとめておりますとおり、農業所得の比率、それと65歳未満の従事者、要するに今後の担い手ですね。こちらの存在という2つの要件により分けられています。

また、基本項目、詳細項目の大まかな区分につきましては、注2のとおりですけれども、今回の変更によりまして、全ての項目に回答いただく主業、準主業用の調査票は18ページある一方で、副業用の調査票は12ページに減ると、そういった計画になっております。

次に、5ページ、調査事項の見直しに入っております。前のページでお話をしたロングフォーム・ショートフォーム方式によりまして、副業的経営体は大きく調査事項が減ることになるわけですけれども、それ以外にも見直しが行われるというものです。一部に追加ということはありませんけれども、利活用の優先度、つまり今後も引き続き必要かどうかということをお勘案した結果として、削除する事項が多くなっております。

なお、脚注に記載しておりますけれども、本調査は、農林業センサスにより標本設定を行うということで、基本的には5年間、標本を固定して、同じ方々に調査が実施されます。ですので、標本替えをした2年目以降につきましては、一部の事項についてプレプリント、あらかじめ昨年の結果を印字いたしまして、その確認・修正によることで、負担軽減の一助をしたいというような計画とされています。

次に6ページ、(3)です。標本設計の見直しということです。この調査に関する報告者の選定については、資料にも記載してありますが、これまで、「①直近の農林業センサスなどから得られる情報を母集団とする」、その次ですけれども、1経営体当たりの農業粗収益といった代表的な指標で目標精度を立てる。それをした上で、規模別の区分でサンプルサイズを決めて、無作為抽出をするという方法で行われています。

今回、いろいろお話を伺っているのですが、この枠組み自体に大きな変更はないと聞いておりますけれども、①として記載していますとおり、前回答申時の課題であること。少し敷衍をいたしますと、平成30年の答申審議、諮問審議の際に、調査対象区分の変更など設計の全般的な見直しがなされています。その際の答申において、標本設計の見直しが適切であったかどうかを検証した上で、更なる見直しが必要か検討しようという課題が付いているというところです。

また、②に記載していますが、今回、農林業センサスに基づく母集団情報の更新時期に当たるタイミングですので、そういったことも踏まえてサンプルサイズの見直しがなされています。結果として、その表の一番右上でしょうか、調査全体としては、少しサンプルサイズが小さくなっているというものです。

主な変更事項といたしましては、最後になりますが、次の7ページです。公表時期の繰り下げでございます。具体的には表に掲げておりますが、公表に係る業務の実態を踏まえまして、精度を確保した統計を安定的に公表するということで、経営統計調査、それから生産費調査の一部について公表時期を繰り下げるといったものです。

少し付言いたしますと、繰り下げるのは、速報の一部だけです。詳細結果、言わば確報に該当するものについては、従前の計画どおり公表が行われるというものです。

なお、そのページの脚注に記載しておりますが、今御説明した(1)から(4)のほか、統計委員会が軽微な事項として認めるものに該当する内容になるのですが、利用者の利便性あるいはニーズを踏まえて、これまでインターネットと印刷物の両方で公表がされてきたのですが、これをインターネットに集約するという変更も予定されています。

以上が今回予定されている主な変更ということになりますが、本調査については、前回答申時にいろいろ課題を付けていただいております。8ページから9ページのところに、それぞれ課題の見出しと主旨を簡潔に記載しております。課題が多いという印象を持たれるかもしれませんが、本調査について問題が多いというわけではありません。先ほど標本設計のところでも触れましたけれども、この調査は、前回の変更時に、調査対象区分や標本設計、あるいは調査票の組立てについて大規模に見直しをしております。ですので、その変更が適切なものであったかを検証しようということで課題が多めになっている、そういうふうに御認識いただければと思います。今回の変更計画に反映されている部分も

ありますけれども、部会審議におきましては、これら課題についても、適宜変更事項の審議と併せて確認をしていただけたらと考えております。

最後、10ページです。主な論点を幾つか掲げておきました。主な変更事項について、代表的な論点を一つという形でスライドを作っているのですが、調査の重点化については、その必要性和効果。調査事項の見直しについては、もともと負担の大きな調査ですので、利活用を踏まえて、更なる見直しの余地はないかということ。それから、標本設計については大きな考え方は変わらないということですが、サンプルサイズが変わる理由。

なお、この標本設計なのですが、ロングフォーム・ショートフォームのところでも申し上げましたが、今回から個人経営体について、主業、準主業、それから副業という区分で調査票の配り分けが予定されています。ですので、報告者を選定する際に、この区分について、どのように配慮されるかということも確認事項の一つかと考えております。

また、公表の繰下げにつきましては、その理由、それから支障の有無についての関係機関への確認状況。そういったものをご確認していただければと考えているところです。

長くなり申し訳ございません。以上が諮問概要ということになります。御審議のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細については、同部会で審議いただくことといたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 これから質疑応答に入りますけれども、御質問のある方は、マイクをオンにさせていただいて、お名前を名乗られてから、資料のページ番号をお示しいただいた上で、御質問をお願いいたします。

○北村委員長 それでは、ここで特段の御質問、あるいは御意見ありますでしょうか。清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。資料の4ページの調査の重点化に関連した対象の変更について質問をさせていただきます。

今、農業では、高齢化ということが言われており、後継者が不足しているということも課題になっていると思います。今回、個人経営体の中の主業経営体と準主業経営体については基本項目も詳細項目も聞くけれども、副業的経営体については詳細項目を聞かない。このことについては、私は妥当だと思っているのですが、ただ、その下に個人経営体の区分の中で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいるのが主業経営体と準主業経営体であるということで、65歳以上の高齢者だけで営んでいるケースというのは、副業的経営体になってしまうというふうに読めました。

しかしながら、後継者がいないという中であっても、65歳以上の方たちが60日以上就業して一定の経営をしているというものが把握できなくなるのではないかと印象を持ちますとともに、経営改善計画の認定を申請して、いわゆる認定農業者として認定されている農業者が65歳以上にもいらっしゃいます。そういう経営計画を65歳以上の方が果たしていくということについての把握が難しくなるのではないかと感じておまして、この点について、認定農業者の関係などで、この対象を年齢によって整理したということについての趣旨を御説明いただければ、サンプルの問題について一定の理解ができると思います。

その辺について御質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○北村委員長 農林水産省、お答えください。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省担当課長の土橋と申します。清原委員、どうもありがとうございました。

農林水産省といたしましては、多様な経営体でしっかりと日本の農業を支えていただいているという理解をしております。よって、基本項目という整理をさせていただきましたけれども、収益あるいは経費、このようなものが分かる損益計算書ベースで、しっかりと全ての農家に対してお聞きしようと思っております。これによって、日本全体の農業の経営体の姿が分かるというふうに思っています。

一方で、食料・農業・農村基本計画には担い手という概念がございます。これは、安定して継続的に経営を続けるという経営体に対して、より深掘りの政策ということを検討しなければいけないというふうに位置づけられております。このようなことを考えますと、どこでその深掘りの線引きをするかということ考えたときに、実際に担い手の定義について、基本計画では数値をもって明確には定義されておられません。一方で、調査に協力いただく方の負担軽減ということを考えますと、統計として調査をさせていただくためには、数値的な判断をもって区分をして調査を続けていくということが必要と考えました。

それで、農林業センサスには、今4ページの下のところと赤で囲っている、主業や準主業、副業という概念がございます。これに基づいて区分をすることで、担い手農家の深掘りというのはできるのではないかと考えました。

ただ、清原委員がおっしゃる65歳以上でも、しっかりと頑張っていらっしゃる方がいるのは、おっしゃるとおりです。この方々についても、基本項目という形で損益計算書ベースではしっかりと調査をさせていただきます。

一方で、65歳以上で頑張っていらっしゃる副業的経営体の実態について、例えば所得ベースで見ますと、1,000万円以上の農業所得がある方々というのは、私どもで数字を把握しているものは副業的経営体全体の1%です。500万円ですと5%だったと記憶しております。この数字をどう評価するかということですが、決して多くないのではないかと考えたときに、負担をかけるということの費用対効果を考えますと、ここで一つの線引きの参考というふうに考えて対応させていただきたいと思っております。

以上が、私どもの考えです。

○清原委員 ありがとうございます。基本項目で、必要不可欠な経営に関する調査の内容を把握するという方向性、理解いたしました。この統計調査だけではなくて、もちろん厳しい環境の中にある農業後継者がいないような農家については、別途、政策的な調査もあるかと思っておりますので、この基幹統計調査としての方向性ということについては、今の御説明で一定の理解をいたしました。

都市農業や、あるいは後継者不足に悩んでいらっしゃるところについても、本調査において、パーセントは低いかもしれませんが、把握はできるということですので、その結果を更なる政策に生かしていただければと思います。御回答ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問ありますか。神田委員、どうぞ。

○**神田委員** 1点だけ、すみません。前回御説明いただいた経済センサスの方で、今回、産業横断的にシームレスで農業についても調べていくという方針の諮問が出ていたと思うのですが、農林業センサスと、この農業経営統計調査と、あと、経済センサスでの農業部門のすみ分けはどう考えればよいのでしょうか。統計上やや重なっている感じがするわけですが、その点については、農林水産省としては、今回この統計をするのと経済センサスの関係についてどういうふうにお考えなのか教えていただけますでしょうか。

○**北村委員長** 農林水産省、よろしいですか。

○**神農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**

農林水産省の神と申します。いつもお世話になっております。

経済センサスに対して農林業センサスが、一部で重複する部分があるというのは、認識しているところでございます。

ただ、経済センサスの把握は、基本的に事業所に対する調査と理解しております。農林業センサスにも事業所に該当する法人経営体が含まれるのですが、調査対象の大半が個人・世帯系である農家を調べておりますので、母集団としては、大部分が重複しないという認識しております。農業を網羅的に把握するということを考えますと、経済センサスの事業所だけを把握するだけでは、なかなか農業の全体像というものは把握できませんので、農林水産省としては、過去から農林業センサスを、FAOの勧告に基づいて5年に一度実施しているということです。その農林業センサスを母集団情報として、今回の諮問をさせていただいております農業経営統計調査を仕組ませていただいていると、そういう考え方でございます。

私からは以上です。

○**北村委員長** どうもありがとうございました。神田委員、よろしいですか。

○**神田委員** ありがとうございます。よく分かりました。

○**北村委員長** ほかに御質問、御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、私からコメントしたいと思います。農業経営統計調査は、農業部門における経営状況などを把握する重要な調査ですが、調査項目も多く報告者負担が大きいというふうに認識しております。

今回の諮問においては、調査の重点化を図ることで、調査目的の継続的な達成と報告者負担軽減の両立を勘案した変更が予定されているほか、前回行った大幅な見直しの適切性の検証など、論点は少なくないと思われま。川崎部会長をはじめ、産業統計部会に所属される委員の皆様、審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。部会の審議状況についてです。まず、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会において審議している、経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止に関する審議状況について、椿部会長から御報告をお願いいたします。

○**椿委員** 承知いたしました。それでは、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会における経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止に関する審議状況について御報告いたします。画面上も出ておりますけれども、資料2-1を御覧願います。

経済構造実態調査の変更等につきましては、3月の諮問以降、第1回目となる4月2日の合同部会において、この資料2-1の1「甲調査（産業横断調査）の変更」と、次のページですけれども、2「製造業事業所調査の新設」の（1）まで審議することができました。その結果、後ほど報告しますけれども、1の特に（4）「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」の中の支払利息等の廃止については継続審議とさせていただいて、そのほかの変更事項については、適当と整理することができました。

それでは、実際の部会における主な議論について、資料2-1に従って報告させていただきます。

まず、資料2-1の先頭の1の（1）「調査の目的」につきましては、（2）「調査対象の範囲の変更」、それから（3）「報告を求める個人又は法人その他の団体」と非常に密接に関連するというので、これらの項目を合わせて議論させていただきました。

今回の変更申請では、甲調査の調査対象に、日本標準産業分類「大分類A-農業、林業」、「大分類B-漁業」、「大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類D-建設業」を追加し、全産業化することに伴いまして、甲調査の名称を「産業横断調査」に変更するとともに、調査の目的を変更することが計画されております。

この中で、全産業化につきましては、前回答申における課題を踏まえて対応するものですが、従来は調査対象の産業と同様に、売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業とすることは適当かどうか、これが論点となっておりました。基準年調査である経済センサス-活動調査と中間年調査である経済構造実態調査のシームレスな接続を行い、他の産業と同程度の品質を確保する観点から、これにつきましては適当と整理いたしました。

また、甲調査の名称変更につきましては、企業単位の調査であることについて誤解が生じる名称となっていないかが論点となっております。しかし、これにつきましても、調査実施者から調査票の一部に事業所に関わるものがあり、調査名に企業を付けた場合、混乱を招くおそれがあると説明があったことを踏まえ、これも適当と整理いたしました。これらの審議結果を踏まえて、調査の目的の変更につきましても最終的に適当と整理させていただきました。

次に、1の（4）「報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間」についてですけれども、まず、令和3年経済センサス-活動調査の調査事項の変更に合わせて変更する、これが計画されているところです。このうち、調査事項の追加については適当と整理いたしました。

一方で、冒頭に述べましたように、支払利息等の廃止につきましては、調査実施者から、経済センサス-活動調査において既に廃止されており、同調査の結果がないため、他項目と整合的に推計を行うことが困難との説明がありました。しかし、経済構造実態調査において支払利息等を廃止すると、本調査において、法人企業ごとの付加価値が計算できないとの強い懸念が示されたところです。また、総勘定元帳には必ず支払利息の項目があるため、いわゆる企業の記入負担感はあまりないのではないかと御指摘もありました。

他方、支払利息等を廃止しないこととした場合、支払利息等について、経済センサス-

活動調査における企業ごとの結果がないため、補完推計はできなくなります。したがって、欠測値を埋めようがないため、欠測値がある前提で、それでも把握すべきというコンセンサスを得なければならない、そういう指摘もありました。

これらを踏まえまして、調査実施者において、支払利息等を廃止しないとした場合には、どのような集計ならば可能かといった点を整理し、次回以降に引き続き審議することといたしました。これが継続審議となった点です。

資料2-1、次のページになりますけれども、「電子商取引の有無及び割合の廃止」についても、かなり活発な議論が行われました。企業では、会計上、売上高における電子商取引を分離して把握しておりませんので、手間がかかると聞いているものの、むしろ、企業会計において、電子商取引を分けて、その分析ができるようにすべきではないかとの御指摘、あるいは電子商取引の金額については、ある程度は民間の業務データでの代替が可能ですけれども、電子商取引と他の経済属性を表すような統計指標を同時に把握している統計があまりない、また、業務データの欠点として、電子商取引を行っていない企業がどの程度あるのか把握できていないために、電子商取引の有無だけでも把握すべきといった御指摘があったところです。

他方で、調査実施者からは、電子商取引のデータは、実態を十分に発揮した結果が得られているとはいいがたいデータになっていること、又は、電子商取引の業態も目まぐるしく変化していて、定義が追いつかない状況について説明がありました。そのため、電子商取引については、十分な精度が確保できない、定義も曖昧だということで、廃止することはやむを得ないですけれども、今申し上げましたように、定義も含めて、そもそも把握方法の研究が必要と考えられることから、今後の課題として指摘することを検討したい、これは今後の課題の候補になるであろうと強く考えているところです。

さて、調査事項につきましては、このほかの変更点といたしまして、中間年における事業所母集団情報を更新できるようにする観点から、調査事項を追加する一方で、報告者負担の軽減のために、一部の調査事項を精査し、削除する変更を予定しています。これにつきましては、事業所母集団情報の変更に資する追加であり、報告者負担にも配慮していることから、適当と整理させていただきました。

産業横断調査の調査対象に追加する産業分類AからDまでの企業に対する調査事項は最低限とし、産業分類AからDまでに係る詳細な事業活動別売上の設定は行わない、それから、追加する産業分類AからDまでの企業については、事業活動別の費用構造を調査しないとすることにつきましても、前回答申の課題を踏まえて、全産業化しつつ、報告者負担にも配慮したものであり、適当と整理させていただきました。

次に、「2 製造業事業所調査の新設」の中の調査対象の範囲の変更になります。これも、この「製造業事業所調査の新設」は、基本計画、又は、前回答申における課題を踏まえ、従来の工業統計調査を経済構造実態調査に包摂するための変更となっています。このうち、「(1) 調査対象の範囲の変更」につきましては、製造業事業所調査を新設し、日本標準産業分類における「大分類E-製造業」に関する事業所のうち、同分類における大分類、中分類、小分類あるいは細分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総

額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とするものです。

ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所は除かれております。このことにつきましては、工業統計調査では従業者4名以上の事業所を対象としておりましたけれども、今回の変更によって、推計される個票も含めて、全製造業事業所の年次集計を実現することができ、これも適当と整理したところです。

次回の4月28日に第2回合同部会を予定しておりますけれども、この「2 製造業事業所調査の新設」についての「(2) 報告を求める個人又は法人その他の団体」以降、これ以降の論点につきまして審議します。また、第1回で継続審議した事項、これは大変重要な事項ですので、これも実施部局からの報告を受けて、回答を受けて引き続き審議する予定です。先ほど申し上げましたように、欠測値に関する扱いについては、かなり今回新たな基準といいますか、考え方が確立される可能性もありますので、是非、統計委員会の中でもいろいろな御意見を頂戴できればと思います。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御報告について、何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

○伊藤委員 よろしいでしょうか。JR東日本の伊藤です。

○北村委員長 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 御説明ありがとうございます。資料2-1の(4)の支払利息のところですが、今後もまだ継続審議ということで御説明がありましたが、1点、企業サイドの考え方からしますと、もちろん支払利息は、企業の帳簿にも必ず載っておりますし、その意味において、項目の位置付けとしては非常に重要性が高いものですが、一応こちらは、法人企業統計調査でも把握をされています。

ただ、今回のこの公的統計調査と、それから法人企業統計調査を比べた場合、公的統計調査は暦年の数値を記載する一方、法人企業統計調査は基本的には事業年度単位を記載します。その点では、調査期間等も異なっており、単純な数値の比較や流用は難しくなっています。自分自身も以前、法人企業統計調査等なり、こういう調査を担当しましたが、やはり報告者側は調査に合わせて、もう1回その数値を変換するとか、そのようなことも実際に行っております。ついては、当然ながら統計の質の向上という点と、全体を通じての事業者の負担感とのバランスを踏まえた上で、継続審議をしていただければ非常にありがたいと考えております。よろしく願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私の意見を少し取りまとめさせていただきたいと思います。部会に出された御意見については、私も多く賛同するところであります。継続で審議をするとされた支払利息等の廃止については、令和3年経済センサス-活動調査では調査事項となっていないことから、調査実施者において、廃止しないことをした場合にどのような形で集計が可能かといった点を整理していただけるということですので、更に議論を深めていただければと思います。

椿部会長、川崎部会長はじめ、合同部会に所属される委員の皆様、引き続き審議をよろしく申し上げます。

○宮川委員 1点だけよろしいでしょうか。支払利息の問題についていろいろ調べていただくということで、それは結構なのですが、その際に、基本的に企業の実態を表す、その軸となる統計をどこに置くのかということが重要だと思います。確かに今おっしゃったように、法人企業統計もありますし、今回、経済構造実態調査もあり、それから企業活動基本調査等もあります。したがって、一体どこに企業レベルのデータの軸を置くのか。やはり、そこを統計全体として考える必要があると思います。

先ほど統計委員会担当室の調査として、国際比較という問題があったかと思います。企業の動態の調査というものについて、果たして国際比較できるかどうか。通常、我々の分析の中では、企業動態というのは、参入とか退出とかも含めて議論をするわけですが、こうした場合については、私の知る限りですけれども、経済センサスなどで5年ごとにとっている。例えば国際的にそれを毎年とって企業の改廃みたいなものを比較する場合に、一体どういう統計が望ましいのか。もし経済センサスの延長線上としてそういうものをとるとすれば、属性別にどういうものがあればいいのか、というようなことも含めて本当は議論しなければいけないことなのだと思います。

そういう観点からもう少し、いわゆる総務省のというか、事務局からの考え方をちゃんと提示していただきたいと思います。

○北村委員長 ありがとうございます。説明者、何か意見ありますか。今のところを考えて。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 事務局とも相談して対応したいと思いますが、自らが担当の調査については言えるのですが、他の調査と比較してどうか、我々が担当する調査が軸となる、ならないなどは極めて言いにくいと思いますので、対応につきましては、審査官室と統計委員会担当室とも相談しながら対応させていただきたいと存じます。

○宮川委員 要するに、そこがこういう分散型統計の困るところでもあるわけですね。日本の企業の実態というのは、政策的には多面的な光の当て方というのがあるのでしょうかけれども、ある企業については一つで、もちろん、全体像がある程度把握できるというのが、ユーザー側として都合がいいと思います。カバレッジとして一番大きいものがあるのだろうという議論がなかったら、これだけの手間をかけて統計を作成していくということの意味が問われるというふうに思います。

それから、なぜOECDで企業の動態統計を考えているかということ、実は、私はSNA部会長ですけれども、SNAというマクロの非常に集計された統計よりも、今、要するに企業レベルでのミクロの動向の集計値の方を重視してデータを見ていく方が、速報性とか、それからメジャーメントエラー（測定誤差）の問題などを考える上では、むしろ優位性があるというふうに言われているわけですね。そうした議論をちゃんとしておかないと、結局また世界というか、国際的な動向から取り残されていくという懸念が私にはあります。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。その点について、事務局と対応を考えますけれども、次期の基本計画に入れるような案件でもあるため、また別の機会に改めて議論させていただきます。よろしいですか。

○宮川委員 はい、結構です。

○北村委員長 では、次の議題に進みたいと思います。

国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いいたします。

○宮川委員 4月16日に行われました第27回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を御報告いたします。資料2-2と席上配付資料を適宜御覧ください。なお資料2-2のページ番号は、下のところに1/64といったような形で表示しております。

第27回部会では、(1)生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会における検討結果の報告、(2)国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討、(3)QEにおける新型コロナウイルス対応等の3つについて審議いたしました。以下、概要を御説明しますが、技術的な内容が多いこと、また時間の制約から、詳細は割愛して御説明させていただきます。

(1)生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会における検討結果の報告。初めに、内閣府が府内で開催いたしました生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会の最終報告がありました。3ページ以降を御覧ください。

本研究は、営業余剰、雇用者報酬等の試算結果のほか、9ページとなりますが、「結び」として、試算された分配側からの試算値は、現在の公表値と大きく乖離してしまい、利用するには統計上の不突合が大き過ぎると判断されています。試算値が現在の公表値と水準も動きも大きく乖離するのは、試算に用いている基礎統計の概念をSNAに合わせるための調整が不完全であることが大きな原因と考えられるといった報告がありました。

部会では、営業余剰の試算について、「あくまで現在の公表値も利用可能なデータからの推計であり、現在の公表値に近づくことが必ずしも正しいとは言えないのではないか」との御意見がありました。

四半期推計の公表については、「四半期で公表することが重要」、「公表方法については工夫の余地がある」という公表に積極的な御意見がある一方で、「年次推計が確立していない中で、四半期推計を公表する意味はないのではないか」という消極的な御意見もありました。また、「四半期で出す場合、最終的には三面の調整によるバランスングがポイントであり、残差による四半期値の公表では理解を得られないのではないか」との御意見もありました。このほか、「分配側の改善のためには税務データの活用が重要であり、関係府省の協力による検討体制の構築が重要」との御意見もありました。

この件については、部会後も引き続き委員に意見の御提出をお願いしているところです。次回の部会までに、委員から出された御意見を踏まえまして、最終取りまとめに向けた検討ポイントを整理する予定です。

2番目は、国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討です。次に、内閣府から「QEにおける推計品目の大幅な細分化によるコモディティ・フロー法の見直しの検討」及び

「国内家計最終消費支出の統合比率」について報告がありました。

前者については、56ページ、57ページを御覧ください。今後の検証スケジュールとして、令和4年度までに、サービスや財に係る検討、実装に向けたシステムの整備を行う予定であるとの報告がありました。また、後者については、58ページから60ページを御覧ください。国内家計最終消費支出の統合比率について、条件を変更した再推計及び外れ値の検定を実施したとの報告がありました。

部会では、前者については、「推計品目の細分化・拡充」を高く評価する。こうした取組が進めば供給側のみの推計が実現するのではないかと御意見がありました。後者については、統合比率の調整について、「需要側と供給側の係数である、 α 、 β の合計を1とする制約下の推計が最も精度が高いと言えるのか、改めて検証すべき」との御意見がありました。

部会では、前者については提示されたスケジュールに基づいて着実に進めていくことを要望いたしました。また後者については、報告内容を「適当」としつつも、今後のデータの蓄積を踏まえて、機会を見て係数に関わる制約の適切性に係わる検証が必要であるとなりました。なお、今回の審議結果を踏まえ、次回の部会では、「供給側推計値のみに切り替えるための具体的な条件の提示」についての審議を行い、本年9月頃までには一定の結論を得る予定としております。

3番目、QEにおける新型コロナウイルスの対応等。内閣府からQEにおける新型コロナウイルスへの対応についての報告がありました。61ページから63ページを御覧ください。

今回、改めて季節調整におけるダミー変数処理の適切性を確認しました。これによると、新型コロナウイルスの影響と考えられるノイズにより、ダミー変数処理を行わなかった試算値では、直近の落ち込み幅が小さくなるとともに、過去の系列に大きな改定が生じる。言い換えますと、ダミー変数処理によりノイズを適切に除去できているとの検証結果が得られました。このため、2021年1－3月期についても引き続きダミー変数を入れる処理を行うこととしたいとの報告がありました。

部会では、「QEに係る事前アナウンスの時点を前倒ししてほしい」、「データの補外処理について、各品目別ではなく、家計最終消費支出全体での影響を示してほしい」といった御意見のほか、「1次QEや2次QEと年次推計とを比較し、データ補外処理の特例方法に有用性が確認された場合は、通常の推計にも取り込むべきではないか」との御意見がありました。

部会では、内閣府の対応を「適当」とした上で、委員からの御意見への対応を要望しました。また、特例対応の通常推計への取り込みを含め、新型コロナウイルス対応の全般について、いずれかの時点で総括的な審議を行うことを改めて確認いたしました。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御報告について、何か御質問等はございますか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。まず、生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会の検討結果の報告についてです。1年間にわたる内閣府研究会の検討結果が紹介

され、それを踏まえて基本計画の課題に係る検討課題の洗い出しを進めているという報告でした。この点に関しては、宮川部会長から御説明のあったとおり、意見が分かれている部分もあるようですので、難しい問題ですので、最終取りまとめに向けて熟議を尽くしていただくようお願いいたします。

次に、国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討についてです。コモディティ・フローの見直し、制約を課した再推計結果の2点について審議を進めたとの御報告がありました。技術的な問題ではありますが、供給側推計と需要側推計の統合は、QEに直接的な影響を与えるだけに、委員会はもとより市場関係者にとっても関心の高い課題になっています。また、委員会として、これまで幾度となく審議を重ねてきた内容にもなっています。現在の統合比率は暫定的なものであり、9月頃までに一定の結論を得るとのことでしたので、引き続き精力的な御審議をお願いします。

最後に、QEにおける新型コロナウイルス対応等についてです。これは、コロナ禍への対応ということで、受け身的な印象を与えかねませんが、これまでの内閣府の取組は、非常に前向きな積極的な対応であったと、私は高く評価しております。経験を経る中で、今後の推計方法について結びつくものもあったと思われしますので、それらも含めてしっかりと対応を期待しております。

宮川部会長をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属される委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。資料3-1にあるとおり、専門委員について、本日付けで1名が任命されております。統計委員会令で第2条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、専門委員の所属を資料3-2のとおり、指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、今日最後の議事に移ります。毎月勤労統計調査の中長期的な見直しについて、厚生労働省から御報告をお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省でございます。資料4を使わせていただきまして、毎月勤労統計調査の見直しについて、説明をさせていただきます。

おめぐりいただきまして、1ページ目ですが、毎月勤労統計調査におきましては、ローテーションサンプリングの導入、それから、いろいろな課題ということで、東京都の500人以上事業所の全数調査の実施。過去の問題で推計をさせていただいて「時系列比較のための推計値」の公表。また、調査計画から調査対象事業者が不足していたということについて、それぞれ現在対応しております。昨年の10月などの統計委員会で累次御説明させていただいたところです。その際に、今後の取組について整理をして、統計委員会で御説明をさせていただくように御指示をいただきまして、今回取りまとめましたので、御説明させていただきます。

まず、取組の基本的な考え方ですが、資料の丸の2つ目にありますように、様々な課題を、速やかに見直すべき課題、それから技術的な検討が必要な課題というように、大きく2つに分けさせていただいております。それらについて今後取り組ませていただくように

させていただいております。

全体といたしまして、資料の2ページ目に大まかなスケジュールを今回作成させていただいておりますので、スケジュールをもとに御説明をさせていただきます。スケジュールの取組の、行で申しますと2行目。これが主に速やかに見直すべき事項についてです。令和3年度につきましては、この4-6月期に特別調査の調査方法の見直し。今年3月に災害時における調査方法の変更について、調査計画変更の御承認をいただきまして、今、省令の改正をしているところをごさいます、省令の改正が終わった段階で、特別調査の調査方法の見直しを終了いたしまして、災害時における特例を実施できるようにさせていただくところです。

それから、現在、オンライン調査については、事業主に申請をしていただいてオンライン調査を実施していただいているところですが、当初の段階から、事業主の方々がオンラインをすぐに導入できるよう、事前の申請なしでオンラインを実施できるような形をとり、本年7月から実施できるよう、その準備を進めさせていただいております。

また、今後、調査計画の変更を検討しており、東京都の500人以上について、国で直轄して調査をさせていただいている客体がございますが、これを、現在、東京都と相談をして、おおむね御了解をいただいておりますので、来年、令和4年の1月から東京都に移管をして、通常の形で都に調査をしていただくという形に持っていきたいと考えております。

それから、一番下の行ですが、「その他」として、毎月勤労統計調査の処理言語について、現在COBOLを使っているということで、COBOLのプログラム作成者が枯渇している中で、正確なプログラムを作って集計をするということに課題をいただいておりますので、これにつきまして、現在、汎用性が高く容易に改修ができるシステムへ移行するというのを今年度内に調達、開発をして、来年になりまして新しいシステムでの集計を始めたいと考えております。

ただし、新しいプログラムに移った段階で様々な問題が出てくることであってはならないと考えておりますので、現行のCOBOLによるプログラムも、令和4年につきましては並行して実施をしながら、ダブルチェックや検証がきく体制を作って、新しいシステムを稼働していくということを考えております。令和5年1月などを一つの目標といたしまして、新しいプログラムに移行するという形を考えております。

それから、技術的な検討ですが、統計委員会の点検検証部会等々で御示唆いただいている毎月勤労統計調査の技術的な課題があるかと思っております、それらについて、厚生労働省の「厚生労働統計の整備に関する検討会」をベースにしながら、そこに、毎月勤労統計調査の技術的な検討をするためのワーキンググループを設置いたしまして、技術的な検討事項について検討を進めていきたいと考えております。

現在、ワーキンググループの設置を準備しているところをごさいます、一番最後のページに、ワーキンググループの設置についてという資料をつけておりますが、3月8日の検討会におきまして、ワーキンググループの設置につきましては御了解をいただいているところですので、今回御紹介させていただきます。

恐縮でございます。スケジュールに戻らせていただきますと、3行目です。この検討会

(ワーキンググループ)の予定ですが、検討会の設置を厚生労働省内の検討会で了解をいただきましたので、設置の準備を進めているところです。今年度内に、まず毎月勤労統計調査のベンチマーク更新が控えておりますので、ベンチマーク更新をどのように取り扱うか。特に経済センサスの調査方法、調査期間等が従来と違う形になっておりますので、これに対応しながら、ベンチマークをどのように設定するかという技術的な検討を中心に進めさせていただきたいと思っております。

可能であれば、これを令和4年1月の調査などに反映すべく、取りまとめたものを統計委員会に適宜御報告しながら、皆様に御審議いただければと思っております。

それから、令和4年度以降ですが、いろいろ課題をいただいている中で、雇用保険データを使った補正などによる母集団労働者の推計方法について課題をいただいておりますので、このような問題。それから、全国調査と地方調査の取扱いなどをどうするかと、特に地方調査のみの調査票をどのように処理するというのも御指摘いただいておりますので、これを標本設計の見直しという形で、次年度以降、検討して、それぞれ対応していきたいと考えているところです。

簡単ではございますが、現状のスケジュールは以上です。よろしく願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御報告について、何か御質問、御意見等がありますでしょうか。かなり積極的にいろいろなことに取り組んでいただけるということですが、何か御意見、追加的な要望などはございますか。よろしいですか。

それでは、時間も来ておりますので、取りまとめたいと思います。

厚生労働省では、毎月勤労統計に関して残された課題を、速やかに取り組む課題と中長期的に取り組むべき課題に分けて取り組むということでした。作成部署である厚生労働省が、自らこうした計画を示されたことは、統計委員会としても評価したいと思います。

短期的な課題については、調査方法の変更に関するものが中心のようですが、適切に対応していただきたいと思います。また、中長期的な課題については、重要な事項であると思いますので、統計委員会へ中間的な報告についても、適宜行っていただくようお願いいたします。

毎月勤労統計は、景気判断の重要な指標であると同時に、GDPの基礎データや様々な政策の判断基準として用いられる重要な統計です。厚生労働省において、本日、委員から出た意見はなかったわけですが、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。以上です。

本日用意いたしました議題は以上です。

それでは、次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、5月26日、水曜日午前に開催する予定です。実開催の場合には、場所は、若松庁舎の7階の大会議室を予定しております。ウェブ会合になる場合には、また追って御連絡いたします。

事務局からの連絡は以上です。

○北村委員長 以上をもちまして、第163回の統計委員会を終了といたします。どうもあり

ありがとうございました。